

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1編 総則的事項

第1節 新たな防災体制の整備に関する提言

【作成の経過】

長岡市は、7.13水害や中越地震など、災害経験による教訓を生かした防災体制強化の取組として、平成17年10月に防災の専門家で構成する「長岡市防災体制検討委員会」を設置した。ここでは災害時の事例研究の成果や新しい発想を取り入れた全国モデルとなりうる防災対策の検討を行い、翌年の2月に同委員会から「新たな防災体制の整備に関する提言」を受けた。

防災体制強化に向けた指針の作成の基となった「長岡市防災体制検討委員会」による「新たな防災体制の整備に関する提言」（要旨）を示す。

なお、ここに記載する要旨は提言当時のものであるため、本計画の改定時点と異なる事実や用語については、状況を踏まえて適宜読み替えるものとする。

【新たな防災体制の整備に関する提言（要旨）】

1 基本構想

(1) 日常の中に非常時対応を織り込む

美しい蔵が火災時には耐火金庫に変身したり、普段の生活を支える町内組織が災害時には自主防災組織に変身したりするように、市民も行政も日常生活のあらゆる分野で、平常時のものや仕組みに非常時対応を織り込む「賢さ」を身につける必要がある。

(2) 我が家が避難所

「我が家が避難所、だから強く安全に」という措置を施した家は、人的・物的に被害を軽減させ、そして何よりも人命を救うという予防効果を発揮する。それは自分や家族のためだけでなく、いざという時の隣近所の避難所にもなり、災害後の行政の対応負担も大幅に軽減させる。

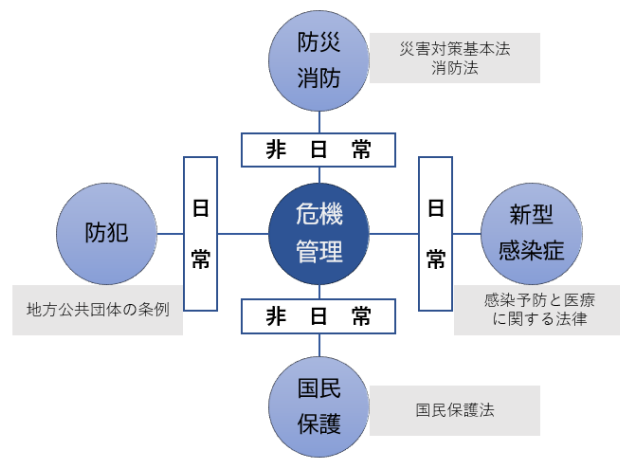
災害予防・減災のための自己努力が、3日間程度の自給・自立を可能にし、もっと大変な人々に力を結集するための「全市民が防災要員である」という思想にもつながる。

(3) 本提言が視野に置く防災・安全問題

子どもや高齢者をめぐる最近の犯罪や治安情勢の悪化には目を覆うものがある。

また、我が国でも危機管理意識が高まり、テロ攻撃や新型感染症も含めた対応が必要な時代である。

長岡市の防災体制は、こうした諸課題への取組も視野に置く必要がある。



2 長岡市防災体制の確立

(1) 平常時部局体制を軸とした行政の防災体制づくり

災害時には、市の防災担当部局にあらゆる業務が集中しがちである。災害対応においては、各部局課が普段の業務で知り尽くしていること、その中で形成された人的ネットワークを生かして行うことが一番効果的である。したがって平常時業務を防災面からチェックし、それぞれが防災計画を作成し、災害発生時には即座に実行に移せる体制作りが必要である。

(2) 災害対策本部長権限の支所等への委譲

東京都23区の1.35倍の面積を持つ新長岡市は、災害の様相も旧市町村ごとで全く異なったものとなる。そのため、長岡市本庁舎の災害対策本部での一本化した対応は不可能に近い。災害対策本部は「本庁本部体制」と支所に設置する「現地本部体制」の2本立ての体制を前提とし、災害の規模によっては全権を支所等に委譲することが必要である。

(3) 防災専門委員制度の創設

災害時に最も必要な「先読み対応」ができる各分野の専門家や研究者、実務家を含むタスクフォース（機動部隊）が迅速に立ち上る体制作りに取り組むことが必要である。その方策として、「防災専門委員制度」を創設することを提言する。

(4) 基本は地域コミュニティ

防犯・交通安全・PTA・お祭り・レクリエーションなどに日ごろから活発に取り組んでいる地域コミュニティが、災害時にも大きな力を発揮した。企業や学校なども含めた地域のつながりをベースに、それぞれの地域の特性に応じた避難方式を設定するなどの自主防災計画を作成することを期待する。

(5) 民間流通在庫の積極的な活用

毛布・発電機・携帯トイレなど行政側で最小限備蓄しておくべきもののほかは、民間企業や各団体等と物資に関する供給協定等を締結し、流通在庫から避難所への物流も含め、民間企業や各団体等が持つ豊富な資源を最大限に発揮できる体制づくりが必要である。

(6) 危険度レベルの導入

大規模災害や非常事態には、速やかに全住民・行政が災害時モードに移行し、緊急性のない動きはなるべく避けて、混乱を回避するような仕組みが必要である。

市長が一定の危険度レベルを宣言した場合は、たとえば学校などは自動的に休校とするなどの仕組みづくりの検討に取り組む。

(7) 孤立を前提とした自立分散型のコミュニティの形成

中山間地集落等では孤立もありうるとの前提に立ち、燃料・発電機・水・食料などの集落備蓄や自然エネルギー活用の自立型電源システムの導入など、地区の特性に合わせ

た集落や街区形成をし、大規模システムに頼りきりのライフスタイルの転換を図る。これは地球環境への貢献にもつながるものである。

(8) 自動車等の有効活用

自動車や仮設テントを利用した一時避難は、プライバシーを保てる最高のシェルターである反面、「エコノミークラス症候群」という問題も引き起こした。今後の地方都市の災害でも、多くの被災者が利用することは確実であることから、自動車等利用の可能性と限界、危険性の回避方法や後遺症からの回復方法などを示した中での有効的な活用を図る。

(9) 地域コミュニティ放送の情報伝達整備

今回の地震ではコミュニティFMやケーブルテレビなどの地域メディアによる放送が、災害情報共有の大きな役割を果たした。今後は、緊急伝達の面でよりきめ細かく行うために、緊急割込み放送を含めた情報伝達体制の整備を一層進める必要がある。

(10) 災害時要援護者対策の推進

災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、外国人など）には、その多様な日常生活に応じた支援が必要である。一方、個人情報保護の観点において、家族や行政、地域社会の三者間で情報共有が進まないという課題もあるが、生命の安全確保を前面に出した福祉行政や福祉団体などのリーダーシップによる取組の工夫が大切である。

また、被災地内支援だけで完結できない場合を想定し、災害発生直後から、迅速な外部への支援要請や連携、あるいは被災地外脱出（疎開）を検討する。

(11) 支援物資の国内標準づくり

全国各地から送られてくる災害支援物資は、非常にありがたかった反面、すでに充足している物資までが大量に送られてきてその処置に困る事態が発生した。災害時支援物資に関してはフォーマットとコードを定めて、それがない物資は送らない、受け取らないという体制づくりを行うための長岡発の国内標準づくりに挑戦する。

3 都市活力の維持・増進

(1) 市民安全大学の開校ー市民防災安全士の養成ー

地域自主防災組織のキーマンとなる市民防災安全士を養成するため、教育や危機管理に関する専門教育を行う「市民安全大学」の開校、学問研究分野での拠点形成をめざす「防災安全学問研究コンソーシアム」の結成、長岡市の新しい技術と産業を生み出す「中越防災安全情報・技術産業振興協議会」の結成など、21世紀の日本の都市社会の防災・安全・安心を担う知と技術と人材の一大集積拠点の生み出しを図る。

この3本の柱を総合的に推進するため、長岡の産官学民のみならず周辺市町村、県、首都圏や阪神地域等の市民、研究者と連携して「中越防災安全推進機構」を立ち上げる。

第1編
総則的事項

第2編
各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編
各災害に係る個別事項

(2) 学生や研究者のまちなか拠点づくり

長岡市には、長岡技術科学大学、長岡造形大学、長岡大学、長岡工業高等専門学校といった高等教育機関や雪氷防災研究所などの特色ある研究機関が立地している。この優位性を生かすためには、市の中心部に学生や研究者が日常的に集まり、活動する拠点が必要である。これがまちの活力を生み、災害時にも大きな力になる。

4 条例

(1) 「長岡市防災・安全・安心まちづくり条例」の制定

防災体制の課題解決に取り組むべき領域は、福祉・教育・医療等多岐に渡る。今後は防災だけでなく、防犯、国民保護、新型感染症も含めたトータルの危機管理のための条例制定に取り組む必要がある。

第2節 長岡市防災体制強化の指針

1 指針の役割

「長岡市防災体制強化の指針」は、「新たな防災体制の整備に関する提言」を踏まえ、市民、企業等民間団体、学術研究機関、行政などが力を合わせて防災体制を強化していくための5つの柱と早急に着手すべき主な取組をまとめたものである。

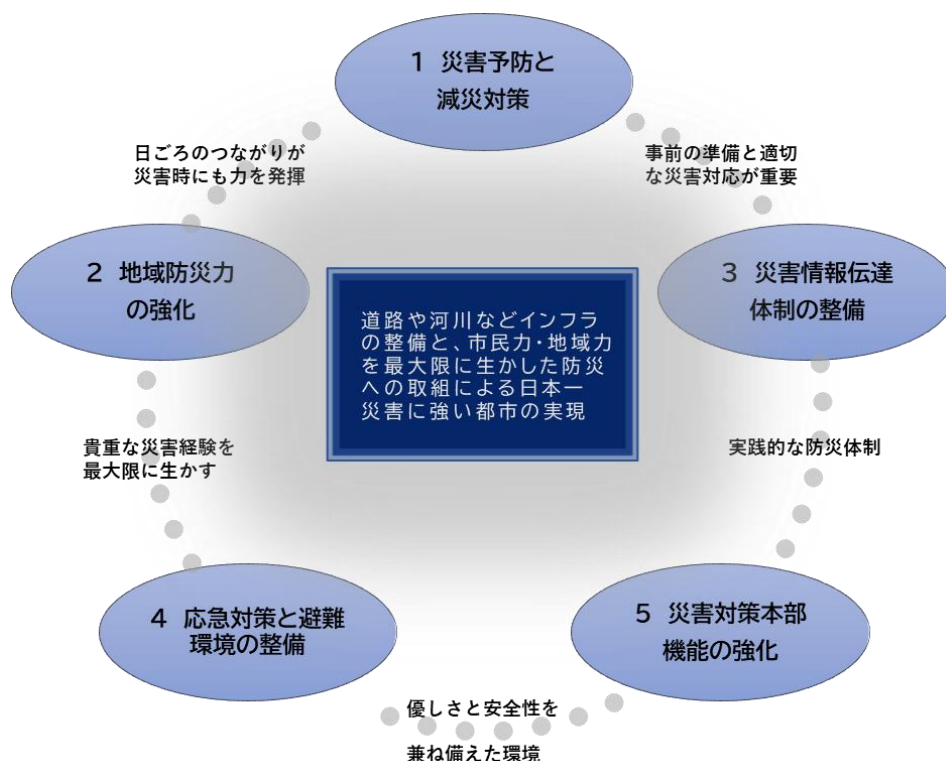
今後は、この指針に基づき、長岡市地域防災計画の見直しや各種マニュアルづくりを行うとともに、市民力・地域力を最大限に生かした具体的な取組を進め、「日本一災害に強い都市(まち)づくり」を目指していく。

なお、ここに記載する指針は「新たな防災体制の整備に関する提言」を踏まえて策定した当時のものであるため、本計画の改定時点と異なる事実や用語については、状況を踏まえて適宜読み替えるものとする。

2 指針の構成

◎長岡市防災体制強化の指針 5つの柱

- (1) 自分や家族を守るために災害予防を施し、被害をできるだけ小さくする「災害予防と減災対策」
- (2) 日ごろの地域のつながりが災害時にも大きな力を発揮する「地域防災力の強化」
- (3) 災害情報を市民に迅速かつ的確に伝達する「災害情報伝達体制の整備」
- (4) 万が一に備え、住民が安心して避難できる「応急対策と避難環境の整備」
- (5) 平常時の業務やネットワークを活用する「災害対策本部機能の強化」



3 長岡市防災体制強化の指針 5つの柱

(1) 災害予防と減災対策

我が家の耐震補強や家具の固定など、事前の耐震、耐災の取組を行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うということにつながる。

—我が家が避難所 だから強く安全に—これを長岡市が目指す防災のキーワードとし、災害予防と減災対策に重点を置いた取組を進める。

<主な取組>

- ①耐震診断や耐震改修に係る補助金制度の導入
- ②地域単位の地盤調査費用補助事業の実施
- ③水道施設耐震化計画による耐震水道管の採用などライフライン(水道・電気・ガスなど)の強化
- ④地すべり・がけ崩れ防止や堤防強化など山地や河川の安全確保
- ⑤幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備
- ⑥小中学校の校舎や体育館の耐震補強
- ⑦予防と減災に重点を置いた「市民防災のしおり」の作成
- ⑧防災・安全・安心まちづくりのための条例の制定

(2) 地域防災力の強化

日ごろから活発なコミュニティ活動を行っていた町内会や自主防災会などは、災害時も大きな力を発揮している。このことから、地域コミュニティを基本とし、隣近所の日常の結びつきが災害時にも生かせる仕組みづくりを進めていく。

<主な取組>

- ①地域の防災リーダーとなる「中越市民防災安全士」を育成する中越市民防災安全大学の開設
- ②町内会や自主防災組織が行う活動を支援する「防災モデル事業育成支援補助金」の実施
- ③自主防災組織の設立や運営に役立つ「自主防災会結成と活動の手引き」の作成
- ④自主防災組織による手作りの住民避難計画の作成と訓練の実施
- ⑤防犯・福祉・教育・子育てなど地域のコミュニティ活動を生かした防災の仕組みづくり
- ⑥中高校生や団塊世代の地域防災活動への参画の推進
- ⑦災害時に大きな力となる学生や研究者が集うまちなか拠点づくりの推進

(3) 災害情報伝達体制の整備

災害の被害を最小限に食い止めるためには、災害情報を迅速かつ的確に収集伝達することが大切である。コミュニティFM放送の受信エリア拡大を図りながら、市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達体制の整備を進める。

<主な取組>

- ①FM緊急割込み放送や緊急告知FMラジオを活用した情報伝達体制の整備
- ②既存の同報系無線の有効活用
- ③防災ヘリや人工衛星を活用した現地情報の収集伝達
- ④NP0と連携した効果的な情報収集伝達の整備（地域SNS・住民安全ネットワークなど）
- ⑤ホームページ「ながおか防災情報」による安否確認や災害発生情報等の伝達
- ⑥洪水ハザードマップ（浸水想定図や避難地図）の作成
- ⑦土砂災害ハザードマップ（がけ崩れや地すべり発生の恐れがある区域を示す地図）の作成
- ⑧半鐘や回覧板・電柱への張り紙（チラシ）など昔ながらの（ローテクによる）情報伝達の有効活用

(4) 応急対策と避難環境の整備

大規模地震など、万が一の場合に備え、住民が安心して避難できる環境づくりを進める。また、住民、学校や企業が一緒になって取り組む避難対策を進めていく。

<主な取組>

- ①地域、学校、行政などの協働による血の通った避難所運営
- ②地域住民と介護保険事業者や福祉団体等が連携した要援護者の安全確保に向けた体制づくり
- ③非常用発電機・毛布・携帯トイレなど全市的な災害物資の配備
- ④避難所のバリアフリー化、通信設備（テレビ受信や電話用配線）、更衣室や授乳室の整備
- ⑤指定避難所以外（町内公民館・神社など）の避難者に対する支援
- ⑥住民と動物と一緒に避難できる避難施設の設置
- ⑦身近な避難先としての自動車やテントの活用
- ⑧新たな市民防災・災害対応拠点となる「長岡防災シビックコア地区」の整備や集配拠点としての国営越後丘陵公園の活用
- ⑨分類コードなどを用いた「災害時支援物資の国内標準づくり」
- ⑩民間流通在庫の積極的な活用による物資調達体制の確立
- ⑪道路寸断など孤立を前提とした、集落単位での備蓄

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

(5) 災害対策本部機能の強化

行政の災害対応力向上も、防災体制強化に向けた重要な取組のひとつである。平常時に市の各部署が持つ専門知識や人的ネットワークを最大限に生かした防災体制づくりを進め、本部機能の強化を図るとともに、現地対策本部が迅速に対応できる体制づくりを進めていく。

<主な取組>

- ①平常時の業務や人的ネットワークを生かした行政の防災体制づくり
- ②本庁(本部)と支所(現地対策本部)による、2本立て本部体制の確立
- ③長岡市地域防災計画の見直しと、各種災害対応マニュアルの作成
- ④先読み対応ができる各分野の専門家による「防災専門委員制度」の創設
- ⑤大規模災害時に、市民や企業の活動を抑制し、混乱を回避する「危険度レベル」の設定
- ⑥災害現場のリアルタイム情報を伝えるテレビ携帯電話など、映像情報を活用した体制の整備
- ⑦携帯電話メールを活用した職員参集体制の確立
- ⑧アマチュア無線のネットワークを活用した本部の情報収集体制づくり

第3節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

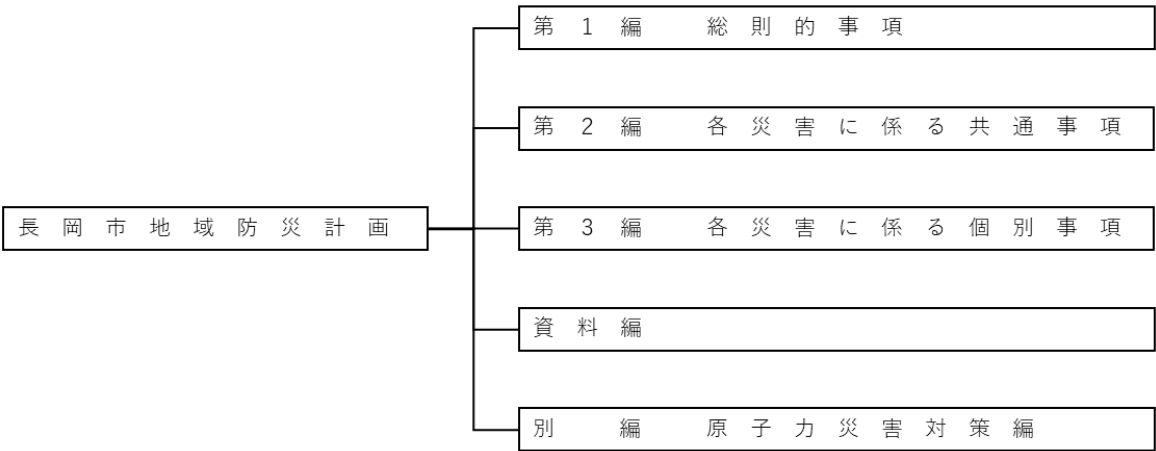
この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため、本市や指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき長岡市防災会議が策定する長岡市地域防災計画であり、市域における風水害、土砂災害、雪害、震災等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

3 長岡市地域防災計画の構成

長岡市地域防災計画は、次により構成される。



4 計画策定の重点事項

災害の発生を防ぐことはできないが、事前の予防対策を施すことで、なるべく被害を軽減させることは可能である。

長岡市では過去の災害経験を踏まえ、市民、企業等民間団体、学術研究機関、行政などが力を合わせて防災体制を強化していくための五つの柱と早急に着手すべき主な取組を「長岡市防災体制強化の指針」としてまとめた。この柱の一つに「災害予防と減災対策」を挙げている。地球温暖化により災害が増加することを念頭に置き、事前の取組を行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うということにつながることから、災害予防と減災対策に重点を置き、他の四つの柱も十分に考慮した中での計画策定を行う。

5 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

(1) 新潟県地域防災計画との関係

この計画は、新潟県地域防災計画との整合性を有する。

(2) 他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、本市の地域に係る災害対策の基本としての性格を有するものであって、他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画との整合性を図るものとする。

(3) 水防法第33条に基づく水防計画との関係

この計画は、「長岡市水防計画」を兼ねるものとする。

6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

7 細部要領等の制定

市及び防災関係機関等は、この計画に基づき、各々処理すべき防災業務について必要な事項を細部要領やマニュアル等で定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

8 計画の習熟

市及び防災関係機関は、日頃から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟に努める。

9 近年の改定の経緯

(1) 修正の背景

長岡市地域防災計画は、中越地震、7.13水害等を教訓とした「新たな防災体制の整備に関する提言」及びこれを踏まえた「長岡市防災体制強化の指針」に基づき、平成18年度に「震災対策編」及び「風水害・雪害対策編」について、抜本的な改定を行った。

平成25年度には、平成18年度の改定後に行われた法改正等を踏まえ、より実効性の高い計画とするべく「震災対策編」及び「風水害・雪害対策編」を改定するとともに、新たに「津波災害対策編」を策定した。

令和4年度は、これら3編を統合して記載事項を基本的かつ本質的なものに絞り込むことで、計画をより明瞭で有機的かつ総合的なものとするとともに、激甚・頻発化する自然災害を踏まえた法改正等の内容を反映させるべく、特に大規模な改定を行った。

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

1 理念

次に掲げる事項を長岡市の災害対策の基本理念とする。

- (1) 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策等には限界があることを理解した上で、災害対策に当たる者それぞれが適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること、並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。
- (4) 災害の発生直後、その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護する。
- (5) 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。
- (6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図る。
- (7) 大規模な災害が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い長岡市」を実現していく。
- (8) 近年、激甚化・頻発化する災害について、より効果的・効率的に対応するためには、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）等のデジタル技術の活用が不可欠であることに鑑み、防災におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。

2 各機関等の責務

(1) 市民

市民は、日頃から災害に備え、市、県、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

(2) 市・県・防災関係機関

① 市

ア 防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、災害から市域並びに市

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 男女共同参画の視点からも、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女平等推進センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努める。

エ 自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

オ 津波災害については、消防職員及び消防団員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、退避ルールの確立と災害時の消防団活動等を明確化させ、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

② 県

市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

③ 指定地方行政機関

大規模災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

④ 指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性又は公益性から自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

⑤ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

3 自助・共助・公助の推進

(1) 自助の推進

ア 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、住民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。

イ 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

ウ 市及び県は、住民及び企業等の自助の推進について、啓発と環境整備に努める。

エ 津波災害においては、自ら避難することが地域住民の避難につながるとともに、と

もに声を掛け合いながら迅速に避難するなど、避難の呼びかけ及び率先避難を行う。

オ 津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。

(2) 共助の推進

ア 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。

イ 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

ウ 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。

エ 市及び県は、住民及び企業等の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。

オ 一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

カ 津波災害においては、自ら避難することが地域住民の避難につながるとともに、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となって、避難の呼びかけ及び率先避難を行う。

キ 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁から大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）の情報を入手するまでは原則として避難を優先し、また、津波が想定される場合の消防団員の活動上の安全を確保するため、水門等の操作活動の最小化に努める。

(3) 公助の充実

ア 市及び県、防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

(ア) 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

(イ) 災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備

(ウ) 職員の教育・研修・訓練による習熟

(エ) 国の研修機関等並びに県及び市町村の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みの構築

(オ) ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化

(カ) 災害対応業務のプログラム化、標準化

(キ) 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平時からの構築

(ク) 指定緊急避難場所、指定避難所の整備や備蓄物資の配備など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の活用

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

- イ 市、県及び防災関係機関は、平時から、住民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。
- ウ 市、県及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- エ 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市、県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- オ 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- カ 市及び県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- キ 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

4 要配慮者及び複合災害への配慮

(1) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

- ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本計画では、第2編及び第3編の関係節において具体的な対応策を示す。
- イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から必要な対応をする。

(2) 複合災害への配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ考慮する。

5 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難場所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

6 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以

下のとおり取り組む。

- (1) 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- (2) 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平時から行うよう努める。
- (3) 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に食い違いを来さないよう、「顔の見える関係」を構築し、信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容の習熟を図る。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

7 各防災機関の事務又は業務の大綱

市及び市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。なお、次表に記載のない機関については、新潟県地域防災計画を参照のこと。

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長岡市	1 長岡市防災会議に関する事 2 市内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予警報等情報の収集伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示等に関する事 6 被災者の救助に関する事 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 11 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事 15 水道等公営事業の災害対策に関する事
新潟県	1 新潟県防災会議に関する事 2 市、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報の伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難指示等に関する事 7 市町村の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関する事 8 本市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 11 本市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関する事 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 13 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱	第1編 総則的事項	
		ること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確認に関すること 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること		
・新潟県警察本部 ・長岡警察署 ・見附警察署 ・与板警察署 ・柏崎警察署 ・小千谷警察署		1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 3 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること	第2編 各災害に係る共通事項	
指定地方行政機関	長岡労働基準監督署	災害時における産業安全確保措置に関すること		
	北陸農政局 新潟県拠点	1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 3 災害時における応急食料の緊急引き渡しに関すること		
	中越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄治山事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	新潟地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること		第2部
	・信濃川河川事務所 ・信濃川下流河川事務所	1 信濃川及び信濃川（下流）に関する洪水予報業務及び水防警報に関すること 2 国の管理に属する河川の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること		第3部
				第4部
				第5部
				第6部

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	湯沢砂防事務所	国の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関する事
	長岡国道事務所	一般国道（8, 17, 116）の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関する事
	海上保安本部	1 海難等の救助及び海上交通の安全確保に関する事 2 海上における治安の維持及び災害時における海上の救済援助に関する事 3 通信の確保に関する事 4 船舶等への津波警報の伝達に関する事
陸上自衛隊高田駐屯地		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関する事 2 災害発生時の情報収集活動への協力に関する事 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関する事
指定公共機関	国立研究開発法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センター	1 防災に関する研究活動等の推進に関する事 2 市の行う防災活動に対する協力に関する事
	日本郵便(株)長岡郵便局	1 災害時における郵便業務運営の確保に関する事 2 郵便事業に係る災害特別事業取扱い及び援護対策に関する事
	・東日本旅客鉄道(株)長岡駅 ・日本貨物鉄道(株)南長岡駅	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関する事
	・東日本電信電話(株)新潟支店 ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関する事 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関する事
	・(株)NTTドコモ新潟支店 ・KDDI(株) ・ソフトバンク(株)	
	東北電力ネットワーク(株) ・長岡電力センター ・新潟県中央電力センター	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関する事 2 災害時における電力の供給の確保に関する事

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱		
	・日本通運(株) 長岡支店 ・佐川急便(株) 長岡店 ・西濃運輸(株) 長岡営業所 ・福山通運(株) 長岡支店 ・ヤマト運輸(株) 長岡主管支店	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること	第1編 総則的事項 第2編 各災害に係る共通事項	
	日本放送協会 新潟放送局 長岡報道室	1 気象予警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること		
	日本赤十字社 新潟県支部	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害義援金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること		
	東日本高速道路 (株)新潟支社 長岡管理事務所	1 高速自動車国道の防災管理に関すること 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること		
	土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関すること		
指定地方公共機関	北陸瓦斯(株) 長岡支社	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関すること	第3編 各災害に係る個別事項 第1部 第2部 第3部 第4部 第5部 第6部	
	(一社)新潟県 LPガス協会 長岡支部	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定供給に関すること		
	・新潟運輸(株) 長岡支店 ・中越運送(株) 長岡支店	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること		
	越後交通(株)	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること		

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	・(株)新潟放送 長岡支社 ・(株)NST新潟 総合テレビ ・(株)テレビ新潟 放送網 ・(株)新潟テレビ 21長岡支社 ・(株)FMラジオ 新潟 ・長岡移動 電話システム(株) ・(株)エヌ・シー・ティ	1 気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
	(株)新潟日報社 長岡支社	災害時における広報活動に関する事
その他の公共的団体及び防災上重要施設の管理者	・森林組合 ・漁業協同組合 ・農業協同組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関する事
	公庫・金融機関	災害時における融資・貸付等の金融支援に関する事
	・(一社)長岡市医師会 ・見附市南蒲原郡医師会 ・小千谷市魚沼市医師会	災害時における医療救護に関する事
	・長岡商工会議所 ・商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関する事 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関する事
	ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関する事
	一般建設事業者	災害時における応急復旧の協力に関する事
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物等の保安措置に関する事
	(社福)長岡市 社会福祉協議会	市災害ボランティアセンターの設置に関する事

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	第1編 総則的事項	第2編 各災害に係る共通事項	第3編 各災害に係る個別事項
コミュニティ推進組織、町内会、集落、区、町内、自主防災組織等	1 防災活動への協力に関すること 2 住民に対する避難誘導への協力に関すること 3 指定緊急避難場所や指定避難所の運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること 5 自主防災組織化の促進に関すること			
・ボランティア団体 ・NPO ・各種団体	1 防災活動への協力に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 災害応急対策への協力に関すること 4 本部への情報提供に関すること			